

【計画の内容】 <計画書 p.10～p.20>

赤字箇所:今回案 青字箇所:R2 中間見直し

現行 基本計画 <計画書 p.9>	第3次 基本計画 案 <計画書 p.10>
 計画の内容 基本目標 I 男女の人権の尊重 男女が共同して社会づくりをする基本は、お互いの人権の尊重です。憲法で保障する人権が、実際に尊重される社会となるよう啓発や相談体制を充実させます。 1. 性別による差別やあらゆる暴力の根絶 家庭や職場、学校、地域などいろいろな場所で、性別による差別や暴力をなくすように、啓発活動や相談体制の充実に努めます。 取り組み① 啓発活動を充実させます 性別による差別や暴力をなくし、憲法で保障する人権が守られるよう多様な媒体の活用や道や関係機関・団体における取組状況等について情報収集を行うなど啓発に努め、差別や暴力の根絶をめざします。 取り組み② 相談体制を充実させます ホームページでの情報提供のほか、電話相談などの相談窓口を開設するとともに、相談員の能力向上と関係機関との連携を強化して女性の人権を守ります。 2. 男女共同参画の視点に基づいた意識づくり 男女が、お互いの人権を尊重し、だれもが協力しあえるようになるためには、毎日接する情報が大切です。市が発行する広報誌をはじめ様々な情報が男女共同参画の視点でつくられるように、啓発に努めます。 取り組み① 男女共同参画の視点に基づいた広報活動を進めます 広報誌や出前講座、ホームページなど様々な方法で啓発に努めます。市が作成する文書は、常に、男女の人権の尊重と男女共同参画に配慮するように努めます。 取り組み② メディアにおける人権を尊重した表現への啓発を行います メディアに対し、女性への暴力を容認したり、誘引したりするような表現にならないよう、また、男女ともに人権を侵害しないような表現への配慮を求めています。	04 計画の内容 基本目標 I 男女の人権の尊重 男女が共同して社会づくりをする基本は、お互いの人権の尊重です。憲法で保障する人権が、実際に尊重される社会となるよう啓発や相談体制を充実させます。 1 性別による差別やあらゆる暴力の根絶 家庭や職場、学校、地域などいろいろな場所で、性別による差別や暴力をなくすように、啓発活動や相談体制の充実に努めます。 取り組み① 啓発活動を充実させます 性別による差別や暴力をなくし、憲法で保障する人権が守られる多様な媒体の活用や道や関係機関・団体における取組状況等について情報収集を行うなど啓発に努め、差別や暴力の根絶をめざします。 取り組み② 相談体制を充実させます ホームページでの情報提供のほか、電話相談などの相談窓口を設けるとともに、相談員の能力向上と関係機関との連携を強化して女性の人権を守ります。 2 男女共同参画の視点に基づいた意識づくり 男女が、お互いの人権を尊重し、だれもが協力しあえるようになるためには、毎日接する情報が大切です。市が発行する広報誌をはじめ様々な情報が男女共同参画の視点でつくられるように、啓発に努めます。 取り組み① 男女共同参画の視点に基づいた広報活動を進めます 広報誌や出前講座、ホームページなど様々な方法で啓発に努めます。市が作成する文書は、常に、男女の人権の尊重と男女共同参画に配慮するように努めます。 取り組み② メディアにおける人権を尊重した表現への啓発を行います メディアに対し、女性への暴力を容認したり、誘引したりするような表現にならないよう、また、男女ともに人権を侵害しないような表現への配慮を求めています。

現行 基本計画 <計画書 p.10>

基本目標 II 男女が平等に社会参加するための環境づくり

男女が本当に平等な社会をつくるためには、女性も公的な政策決定の場で発言するとともに、経済的にも自立できる力をつけて社会参加することが大切です。意欲のある女性が社会参加しやすい環境づくりをします。

1. 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

政策や方針の企画や決定に女性も参加できるように、市の審議会等の委員や女性職員の登用に努めます。

取り組み① 審議会等の委員へ女性を登用します

登用率の目標値を設定し、審議会等の選出基準の見直しをします。

取り組み② 女性職員を登用します

女性職員が活躍しやすい環境づくりを進めるチームへの参加や昇任試験の出願を奨励します。

2. 就業における男女共同参画を促進するための環境づくり

男女が平等に能力を発揮し、評価され、共に働きやすい環境をつくるとともに、女性がもっと積極的に職場へ進出する意欲がもてるように、就業機会の拡大に努めます。

取り組み① 雇用の場における男女均等な機会と待遇の確保を進めます

雇用の場において、男女が均等な機会と待遇を受けることができるように、パート社員を含む労働条件の調査を行います。また、雇用者と労働者の双方に男女平等・機会均等の啓発を行います。さらに、主として農業に従事している女性を対象に研修を行ったり、家族経営協定の締結などを促進します。

取り組み② 男女が働きやすい就労環境づくりを進めます

男性も女性も、安心して働くには、業務の効率化やコミュニケーションの活性化など、職場と家庭が両立しやすい環境の整備が大切です。男女ともに育児休暇や介護休暇が取得しやすい環境を整備するほか、あらゆるハラスメントの防止など男女が安心して働けるように、雇用者と労働者の双方に情報を提供し、啓発に努めます。

取り組み③ 女性の働く意識の向上と就業機会の拡大を進めます

家庭にいる女性が職につきたくても職業経験や技術、知識の欠如などにより、希望する職がなかなか見つかりません。また、女性のライフイベントに関わりなく意欲のある者が働けるように女性からの相談に応じて、求人情報を提供するとともに、労働に関する諸制度や再就労前研修などの支援制度についての情報を提供します。また、転職や起業を希望している女性に対しても情報を提供します。

第3次 基本計画 案 <計画書 p.11>

基本目標 II 男女が平等に社会参加するための環境づくり

男女が本当に平等な社会をつくるためには、女性も公的な政策決定の場で発言するとともに、経済的にも自立できる力をつけて社会参加することが大切です。意欲のある女性が社会参加しやすい環境づくりをします。

1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

政策や方針の企画や決定に女性も参加できるように、市の審議会等の委員や女性職員の登用に努めます。

取り組み① 審議会等の委員へ女性を登用します

登用率の目標値を設定し、審議会等の選出基準の見直しをします。

取り組み② 女性職員を登用します

女性職員が活躍しやすい環境づくりを進めるチームへの参加や昇任試験の出願を奨励します。

2 就業における男女共同参画を促進するための環境づくり

男女が平等に能力を発揮し、評価され、共に働きやすい環境をつくるとともに、女性がもっと積極的に職場へ進出する意欲がもてるように、就業機会の拡大に努めます。

取り組み① 雇用の場における男女均等な機会と待遇の確保を進めます

雇用の場において、男女が均等な機会と待遇を受けることができるように、パート社員を含む労働条件の調査を行います。また、雇用者と労働者の双方に男女平等・機会均等の啓発を行います。さらに、主として農業に従事している女性を対象に研修を行ったり、家族経営協定の締結などを促進します。

取り組み② 男女が働きやすい就労環境づくりを進めます

男性も女性も、安心して働くには、業務の効率化やコミュニケーションの活性化など、職場と家庭が両立しやすい環境の整備が大切です。男女ともに育児休暇や介護休暇が取得しやすい環境を整備するほか、あらゆるハラスメントの防止など男女が安心して働けるように、雇用者と労働者の双方に情報を提供し、啓発に努めます。

取り組み③ 女性の働く意識の向上と就業機会の拡大を進めます

家庭にいる女性が職につきたくても職業経験や技術、知識の欠如などにより、希望する職がなかなか見つかりません。また、女性のライフイベントに関わりなく意欲のある者が働けるように女性からの相談に応じて、求人情報を提供するとともに、労働に関する諸制度や再就労前研修などの支援制度についての情報を提供します。また、転職や起業を希望している女性に対しても情報を提供します。

現行 基本計画 <計画書 p.11>

基本目標 Ⅲ 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり

性別による固定的な役割分担意識が、女性に対して家事、育児、介護などの負担を過度にかけています。男女が共に、職業と家庭を両立し、安心して暮らせる環境づくりをします。

また、被災時や復興段階における男女のニーズの違いに応じた防災体制の確立と、環境保全の意識啓発を進めます。

1. 安心して子育てができる環境整備

男女が共に、職業と家庭を両立し、安心して子育てができるように、子育て環境の整備に努めます。また、男性の子育てを支援します。

- **取り組み① 子育てを支援するための施策を進めます**
- 急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てる環境づくりや情報の提供に努めます。

2. 高齢者や障がい者等が生き生きと安心して暮らせる環境の整備

だれもが安心して暮らせるよう高齢者や障がい者などにも住みよい環境を整備するよう努めます。

- **取り組み① 高齢社会を生き生きと健康で暮らすための施策を進めます**
- 豊かで活力ある高齢社会を築くため、高齢者が他世代とともに支えあいながら可能な限り自立し、安心して地域で生活するための環境の整備を図ります。
- **取り組み② 介護を支援するための施策を進めます**
- 高齢化の進展とともに要介護者が増加していく中、介護を要する状態となってもできる限り、個人を尊重した日常生活を営めるよう介護を社会全体で支える環境の整備を図ります。



取り組み③ 障がい者の生活支援と住みよいまちづくりを進めます

障がいのある人が家庭や地域で自立した生活を送り、社会参加ができるように、サービスの向上とだれにも住みよいまちづくりに努めます。

取り組み④ 偏見や差別のない地域社会づくりを推進します

LGBT等を理由とする偏見や差別を無くしていくため、リーフレット等を活用して積極的な啓発活動を推進します。

第3次 基本計画 案 <計画書 p.12>

基本目標 Ⅲ 男女が平等に安心して暮らせる環境づくり

性別による固定的な役割分担意識が、女性に対して家事、育児、介護などの負担を過度にかけています。男女が共に、職業と家庭を両立し、安心して暮らせる環境づくりをします。

また、被災時や復興段階における男女のニーズの違いに応じた防災体制の確立と、環境保全の意識啓発を進めます。

1 安心して子育てができる環境整備

男女が共に、職業と家庭を両立し、安心して子育てができるように、子育て環境の整備に努めます。また、男性の子育てを支援します。

取り組み① 子育てを支援するための施策を進めます

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てる環境づくりや情報の提供に努めます。

2 高齢者や障がい者等が生き生きと安心して暮らせる環境の整備

だれもが安心して暮らせるよう高齢者や障がい者や性的マイノリティなどにも住みよい環境を整備するよう努めます。

取り組み① 高齢社会を生き生きと健康で暮らすための施策を進めます

豊かで活力ある高齢社会を築くため、高齢者が他世代とともに支えあいながら可能な限り自立し、安心して地域で生活するための環境の整備を図ります。

取り組み② 介護を支援するための施策を進めます

高齢化の進展とともに要介護者が増加していく中、介護を要する状態となってもできる限り、個人を尊重した日常生活を営めるよう介護を社会全体で支える環境の整備を図ります。

取り組み③ 障がい者の生活支援と住みよいまちづくりを進めます

障がいのある人が家庭や地域で自立した生活を送り、社会参加ができるように、サービスの向上とだれにも住みよいまちづくりに努めます。

取り組み④ 偏見や差別のない地域社会づくりを推進します

LGBTQ+等を理由とする偏見や差別を無くしていくため、リーフレット等を活用して積極的な啓発活動を推進します。

現行 基本計画 <計画書 p.12>

3. 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会では、世代や価値観の異なる人々が互いに支えあって活動しています。男女の差別なく地域コミュニティ活動が進められるように努めます。

- 取り組み① 地域コミュニティ活動における男女平等と男女が共に参加することを促進します
- 男女共同参画について地域として取り組み、男女が平等に、性別による役割分担にしばられず、自ら進んで活動ができる地域社会づくりをめざします。

4. 防災分野・防災現場への参画推進

過去の震災被害から浮かび上がった女性をめぐる諸問題の解決だけでなく、性別や年齢を問わず、あらゆる事態に対応できる防災対策と防災意識の啓発を実施します。

- 取り組み① 防災意識向上の学習機会を提供します
- 日々における防災に関する意識と知識が、緊急時にどう行動すべきかに繋がります。そのための知識の普及と学習機会の提供に努めます。
- 取り組み② 防災分野での女性の人材登用を進めます
- 女性をめぐる諸問題の解決のため、地域における防災現場への人材の配置や、企画・決定過程での女性の参加を推進します。

5. 環境分野への啓発と参画の推進

地球環境への負荷がより小さくなるよう環境分野における意識啓発と、男女の積極的な参画に努めます。

- 取り組み① 環境保全に関する情報を提供します
- 一人ひとりのライフスタイルを変えることにより、環境への負荷が小さいものへと変わるといわれています。こうした環境保全に関する情報や交流の場の提供と啓発に努めます。

第3次 基本計画 案 <計画書 p.13>

3 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会では、世代や価値観の異なる人々が互いに支えあって活動しています。男女の差別なく地域コミュニティ活動が進められるように努めます。

取り組み① 地域コミュニティ活動における男女平等と男女が共に参加することを促進します

男女共同参画について地域として取り組み、男女が平等に、性別による役割分担にしばられず、自ら進んで活動ができる地域社会づくりをめざします。

4 防災分野・防災現場への参画推進

過去の震災被害から浮かび上がった女性をめぐる諸問題の解決だけでなく、性別や年齢を問わず、あらゆる事態に対応できる防災対策と防災意識の啓発を実施します。

取り組み① 防災意識向上の学習機会を提供します

日々における防災に関する意識と知識が、緊急時にどう行動すべきかに繋がります。そのための知識と普及と学習機会の提供に努めます。

取り組み② 防災分野での女性の人材登用を進めます

女性をめぐる諸問題の解決のため、地域における防災現場への人材の配置や、企画・決定過程での女性の参加を推進します。

5 環境分野への啓発と参画の推進

地球環境への負荷がより小さくなるよう環境分野における意識啓発と、男女の積極的な参画に努めます。

取り組み① 環境保全に関する情報を提供します

一人ひとりのライフスタイルを変えることにより、環境への負荷が小さいものへと変わるといわれています。こうした環境保全に関する情報や交流の場の提供と啓発に努めます。

6 貧困など生活上の困難を抱える女性への支援

生活困窮や性暴力など女性をめぐる問題が多様化、複合化していることから、あらゆる女性への支援体制の構築に努めます。

取り組み① 様々な不安を抱える女性への支援をします

様々な要因により、不安を抱える方への居場所の提供や社会へのつながりをはじめ、孤独・孤立状態の解消を図ります。

現行 基本計画 <計画書 p.13>

基本目標 IV 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

人々の意識や行動の多くは、教育や学習によって形成されます。男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、学校、社会のいずれの場においても、主体的な生き方ができるよう男女共同参画の視点に基づく教育・学習を充実させます。

1. 家庭における男女共同参画教育・学習の推進

性別による男女の役割分担意識は、子どもの成長過程で家庭環境によって作られる部分が大きいことから、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合い、自立意識を培うため、保護者に対して啓発、学習機会の充実を図ります。

取り組み① 従来からの男性重視の家族制度にとらわれない家庭環境の重要性について啓発します

広報紙、ホームページへの掲載、各種パンフレット等多様な媒体を有効に活用するとともに、市や団体が行う家庭教育に関する教育、学習の機会を通じて広く市民に男女共同参画の視点に立った家庭環境づくりを啓発します。

取り組み② 家事や子育て、介護は、男女が平等に共同して担う意識を醸成させます

子育てや介護などに関する学習会等を開催し、男女が平等に共同して家事、子育て、介護を担う意識を醸成します。

取り組み③ 男女共同参画の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会を提供します

市と団体の連携による家庭教育講演会や家庭教育セミナー、健康学習会等の開催のほか、電話相談や家庭児童相談室等相談体制の一層の充実を図ります。



第3次 基本計画 案 <計画書 p.14>

基本目標 IV 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

人々の意識や行動の多くは、教育や学習によって形成されます。男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、学校、社会のいずれの場においても、主体的な生き方ができるよう男女共同参画の視点に基づく教育・学習を充実させます。

1 家庭における男女共同参画教育・学習の推進

性別による男女の役割分担意識は、子どもの成長過程で家庭環境によって作られる部分が大きいことから、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合い、自立意識を培うため、保護者に対して啓発、学習機会の充実を図ります。

取り組み① 従来からの男性重視の家族制度にとらわれない家庭環境の重要性について啓発します

広報紙、ホームページへの掲載、各種パンフレット等多様な媒体を有効に活用するとともに、市や団体が行う家庭教育に関する教育、学習の機会を通じて広く市民に男女共同参加の視点に立った家庭環境づくりを啓発します。

取り組み② 家事や子育て、介護は、男女が平等に共同して担う意識を醸成させます

子育てや介護などに関する学習会等を開催し、男女が平等に共同して家事、子育て、介護を担う意識を醸成します。

取り組み③ 男女共同参画の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会を提供します

市と団体の連携による家庭教育講演会や家庭教育セミナー、健康学習会等の開催のほか、電話相談や家庭児童相談室等相談体制の一層の充実を図ります。

現行 基本計画 <計画書 p.14>

2. 学校における男女共同参画教育・学習の推進

学校は、家庭や地域と共に子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践が図られるよう努めます。

取り組み① 男女共同参画に関する教職員の研修機会を充実させます

学校教育に携わる教職員や関係者に対して、命や人権の尊重、男女共同参画社会に関する資料の提供や研修の機会を設け、意識の高揚を図ります。

取り組み② 子育てや介護など、男女が平等に共同して担う視点からの教育を進めます

家庭を取り巻く環境の変化に対応し、男女が共同参画して家庭を築いていくという視点から、家庭科をはじめとする各教科や道徳、特別活動の中で指導の充実を図ります。

取り組み③ 男女共同参画の視点に基づいた学校運営を進めます

学校職場におけるあらゆるハラスメント防止をはじめとする人権尊重とジェンダーの視点に立った職場環境づくりを推進します。

女性教職員の管理職登用のため、昇任試験の積極的出願を促進します。

3. 社会における男女共同参画教育・学習の推進

性別による男女の役割分担意識を是正し、多様な生き方や暮らし方をを持った人々が、周囲の人々と共生しながら、自分らしさを大切にしていけるよう人権意識の啓発を推進します。

取り組み① 地域や職場において、男女共同参画社会づくりへの意識を高めます

町内会、PTA、青年団体、経済団体等の民間団体に、男女共同参画社会に関する取り組みについて協力と人材の育成を求めます。

取り組み② 男女共同参画の視点に基づいた社会教育を進めます

市と団体の連携による男女共同参画に関する講演会、セミナー等学習機会の促進充実にあつとも、社会教育関係者を対象にして、人権の尊重や男女共同参画に関する研修の機会を設け、意識の高揚を図ります。

取り組み③ ジェンダー、女性に関する各種問題の情報を収集し提供と啓発を行います

男女が共に多様な生き方を選択できるための情報を提供し、地域社会、職場、家庭の分野での男女共同参画意識の啓発に努めます。

第3次 基本計画 案 <計画書 p.14-15>

2 学校における男女共同参画教育・学習の推進

学校は、家庭や地域と共に子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践が図られるよう努めます。

取り組み① 男女共同参画に関する教職員の研修機会を充実させます

学校教育に携わる教職員や関係者に対して、命や人権の尊重、男女共同参画社会に関する資料の提供や研修の機会を設け、意識の高揚を図ります。

取り組み② 子育てや介護など、男女が平等に共同して担う視点からの教育を進めます

課程を取り巻く環境の変化に対応し、男女が共同参画して家庭を築いていくという視点から、家庭科をはじめとする各教科や道徳、特別活動の中で指導の充実を図ります。

取り組み③ 男女共同参画の視点に基づいた学校運営を進めます

学校職場におけるあらゆるハラスメント防止をはじめとする人権尊重とジェンダーの視点に立った職場環境づくりを推進します。

女性教職員の管理職登用のため、昇任試験の積極的出願を促進します。

3 社会における男女共同参画教育・学習の推進

性別による男女の役割分担意識を是正し、多様な生き方や暮らし方をを持った人々が、周囲の人々と共生しながら、自分らしさを大切にしていけるよう人権意識の啓発を推進します。

取り組み① 地域や職場において、男女共同参画社会づくりへの意識を高めます

町内会、PTA、青年団体、経済団体等の民間団体に、男女共同参画社会に関する取り組みについて協力と人材の育成を求めます。

取り組み② 男女共同参画の視点に基づいた社会教育を進めます

市と団体の連携による男女共同参画に関する講演会、セミナー等学習機会の促進充実にあつとも、社会教育関係者を対象にして、人権の尊重や男女共同参画に関する研修の機会を設け、意識の高揚を図ります。

取り組み③ 多様な性への理解促進を図るため、情報を収集し提供と啓発を行います。

男女の固定的な性別役割分担意識の偏見をなくすとともに、多様性を理解・尊重していくための必要な情報を収集し、多様な生き方を選択できるよう地域社会への啓発に努めます。

現行 基本計画 <計画書 p.15>

基本目標 V 生涯にわたる健康の支援

男女が安心して暮らしていくためには、心身ともに健康であることが重要であり、健康に関する意識を高めていくことが必要です。

特に、女性は妊娠や出産に関わる身体機能があることに伴い、生涯を通じて様々な健康課題を生じることがあります。女性が心身共に健康に過ごせるよう「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の向上を図るとともに、生涯を通じた健康づくりを支援する環境を整備します。

1. 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の普及

女性が、妊娠や出産などの選択を自己決定できるように、「性と生殖に関する健康と権利」の考え方を普及させるように努めます。

取り組み① 普及のための啓発と情報提供を行います

「性と生殖に関する健康と権利」に関する正しい理解と認識を深めるための講習会等の開催やリーフレット等を作成し、普及啓発、情報提供に努めます。

取り組み② 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の教育を進めます

避妊、中絶、性感染症の予防などに関する正確な知識や情報の提供を行うとともに、男女が対等で安全な性関係を保てるよう性教育や学習機会の充実を図ります。

2. ライフステージに応じた健康づくりの推進

女性は、妊娠や出産の機能からもたらされる特有の健康課題を心身に多く生じます。そのため、男女それぞれのライフステージに応じた健康づくり支援と相互理解に努めます。

取り組み① 妊娠・出産期、子育て期における健康づくりを支援します

妊娠や出産に伴う心身の変化やこれからの子育てに関する不安や相談に応じられるよう妊産婦健康相談の体制を充実させます。
妊婦・両親教室を開催し、妊娠・出産に関する知識や情報の提供を行います。

取り組み② 成人・高齢期における健康づくりを支援します

健康診査や乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がん、肺がんの検診体制の充実を図ります。

生活習慣病や更年期障害など心身の健康に関する学習機会の充実を図ります。女性特有の健康課題のほか、さまざまな健康課題に対応できる相談・情報提供体制を整備します。

第3次 基本計画 案 <計画書 p.16>

基本目標 V 生涯にわたる健康の支援

男女が安心して暮らしていくためには、心身ともに健康であることが重要であり、健康に関する意識を高めていくことが必要です。

特に、女性は妊娠や出産に関わる身体機能があることに伴い、生涯を通じて様々な健康課題を生じることがあります。女性が心身共に健康に過ごせるよう「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の向上を図るとともに、生涯を通じた健康づくりを支援する環境を整備します。

1 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の普及

女性が、妊娠や出産などの選択を自己決定できるように、「性と生殖に関する健康と権利」の考え方を普及させるように努めます。

取り組み① 普及のための啓発と情報提供を行います

「性と生殖に関する健康と権利」に関する正しい理解と認識を深めるための講習会等の開催やリーフレット等を作成し、普及啓発、情報提供に努めます。

取り組み② 性と生殖について、その健康と自由に選択する権利の教育を進めます

避妊、中絶、性感染症の予防などに関する正確な知識や情報の提供を行うとともに、男女が対等で安全な性関係を保てるよう性教育や学習機会の充実を図ります。

2 ライフステージに応じた健康づくりの推進

女性は、妊娠や出産の機能からもたらされる特有の健康課題を心身に多く生じます。そのため、男女それぞれのライフステージに応じた健康づくり支援と相互理解に努めます。

取り組み① 妊娠・出産期、子育て期における健康づくりを支援します

妊娠や出産に伴う心身の変化やこれからの子育てに関する不安や相談に応じられるよう妊産婦健康相談の体制を充実させます。
妊婦・両親教室を開催し、妊娠・出産に関する知識や情報の提供を行います。

取り組み② 成人・高齢期における健康づくりを支援します

健康診査や乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がん、肺がんの検診体制の充実を図ります。

生活習慣病や更年期障害など心身の健康に関する学習機会の充実を図ります。女性特有の健康課題のほか、さまざまな健康課題に対応できる相談・情報提供体制を整備します。

現行 基本計画 <計画書 p.16>

基本目標 VI 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進

男女共同参画社会の実現は、宗教、歴史、文化、生活習慣などが違っても、世界共通の課題として、国際的に連携して進めなければなりません。

また、外国人女性が言葉の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難な状況に置かれることが無いよう、国際交流や国際理解、国際協力を進めます。

1. 国際交流と国際協力への参画推進

本市に居住する外国人への支援をはじめ様々な機会を捉えて国際交流や協力・理解の推進に努めます。

取り組み① 在住外国人への支援をします

言葉や生活習慣が違っていても、不安なく暮らせるよう生活や地域コミュニティ活動などの必要な情報の提供と支援をします。

取り組み② 国際交流活動を進めます

国際交流が地域に根付き、幅広い市民が気軽に参加できるよう関係者、関係団体のネットワークの形成を支援し、地域ごとの交流活動ができるよう推進します。

取り組み③ 国際協力への理解を進めます

国際交流団体との情報交換を積極的に推進し、国際交流や国際協力の理解・推進のための交流を実施します。

第3次 基本計画 案 <計画書 p.17>

基本目標 VI 男女共同参画の視点に基づいた国際交流・協力の推進

男女共同参画社会の実現は、宗教、歴史、文化、生活習慣などが違っても、世界共通の課題として、国際的に連携して進めなければなりません。

また、外国人女性が言葉の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難な状況に置かれることが無いよう、国際交流や国際理解、国際協力を進めます。

1 国際交流と国際協力への参画推進

本市に居住する外国人への支援をはじめ様々な機会を捉えて国際交流や協力・理解の推進に努めます。

取り組み① 在住外国人への支援をします

言葉や生活習慣が違っていても、不安なく暮らせるよう生活や地域活動などや地域コミュニティ活動などの必要な情報の提供と支援をします。

取り組み② 国際交流活動を進めます

国際交流が地域に根付き、幅広い市民が気軽に参加できるよう関係者、関係団体のネットワークの形成を支援し、地域ごとの交流活動ができるよう推進します。

取り組み③ 国際協力への理解を進めます

国際交流団体との情報交換を積極的に推進し、国際交流や国際協力の理解・推進のための交流を実施します。

現行 基本計画 <計画書 p.16>

基本目標 VII 女性の職業生活における活躍の推進

豊かで活力ある社会の実現のために、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が重要です。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備を推進します。

1. 雇用に関する女性登用の推進

事業主へ女性登用を促し、雇用に関する課題解決への取り組みを推進します。

- **取り組み① 情報の収集と提供を行います**
広報紙や市ホームページなどにより、事業主、労働者双方への情報提供を行い、女性登用への機運の醸成を図ります。
- **取り組み② 就労環境づくりを進めます**
女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供やその活用と、性別による固定的役割分担意識への配慮、職業生活と家庭生活との両立できる働き方改革、育児、介護支援体制の充実など働きたい女性の就労や雇用に関する必要な環境整備を進めます。
- **取り組み③ 事業主への啓発を行います**
女性の活躍のために解決すべき課題に対応する取り組みを進めるため、事業主への啓発を行います。

2. 自営業等における女性活躍の推進

自営業や農林水産業への女性が活躍できる環境を推進します。

- **取り組み① 女性の経営へ参画が進むよう啓発を行います**
女性が意欲をもって生き生きと能力が発揮できるよう、社会参画、経営参画が促進されるよう、積極的な情報提供に努めます。

第3次 基本計画 案 <計画書 p.18>

基本目標 VII 女性の職業生活における活躍の推進

豊かで活力ある社会の実現のために、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が重要です。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備を推進します。

1 雇用に関する女性登用の推進

事業主へ女性登用を促し、雇用に関する課題解決への取り組みを推進します。

取り組み① 情報の収集と提供を行います

広報誌や市ホームページなどにより、事業主、労働者双方への情報提供を行い、女性登用への機運の醸成を図ります。

取り組み② 就労環境づくりを進めます

女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供やその活用と、性別による固定的役割分担意識への配慮、職業生活と家庭との両立できる働き方改革、育児、介護支援体制の充実など働きたい女性の就労や雇用に関する必要な環境整備を進めます。

取り組み③ 事業主への啓発を行います

女性の活躍のために解決すべき課題に対応する取り組みを進めるため、事業主への啓発を行います。

2 自営業等における女性活躍の推進

自営業や農林水産業への女性が活躍できる環境を推進します。

取り組み① 女性の経営へ参画が進むよう啓発を行います

女性が意欲をもって生き生きと能力が発揮できるよう、社会参画、経営参画が促進されるよう、積極的な情報提供に努めます。

現行 基本計画 <計画書 p.16-17>	第3次 基本計画 案 <計画書 p.19>
基本目標 Ⅷ 推進体制の確立 それぞれの施策が効率的かつ着実に実施され、男女共同参画社会に少しでも近づくことができるよう推進体制を確立します。 1. 庁内推進体制の強化 施策が効率的かつ的確に実施され、計画が着実に推進されるよう推進体制の整備に努めます。 ● 取り組み① 推進本部と実行組織を整えます ● 課題を常に把握するため、会議を定例化し、事案に応じてプロジェクトチームを編成するなど、実行組織が柔軟に対応します。 ● ● 2. 推進管理体制の確立 施策の進行状況を定期的に検証することにより、施策が適宜見直され、効率的かつ確なものとなるよう推進管理体制の確立に努めます。 ● 取り組み① 実行組織がそれぞれで自己検証を行います ● 施策及び事業の自己評価を行い、次の計画策定に反映させます。 ● ● 取り組み② 男女共同参画審議会による検証を行います ● 施策及び事業について審議会でのチェックと再評価を行い、計画を適切に進行管理します。 ● 3. 市民との連携と協力 男女共同参画社会の実現は、幅広い市民との協働なくしてはあり得ません。市民との連携と協力を努めます。 ● 取り組み① 市民と行政、市民相互の連携と充実を図ります ● 男女共同参画社会は、法や制度を整えるだけでなく、一人ひとりの市民が参加してはじめて実現できます。市は、女性団体をはじめとする幅広い市民と連携・協力して、各施策を計画的に進めていきます。 ● ● 取り組み② 男女共同参画を推進するネットワークを構築します。 ● 男女共同参画社会の推進のため、令和元年6月に市民や企業・団体で設立された「恵庭市男女共同参画推進協議会」のネットワークを通して、市内で取組まれている好事例や活動等を情報発信することにより、活力ある地域づくりを進めていきます。 ● ●	基本目標 Ⅷ 推進体制の確立 それぞれの施策が効率的かつ着実に実施され、男女共同参画社会に少しでも近づくことができるよう推進体制を確立します。 1 庁内推進体制の強化 施策が効率的かつ的確に実施され、計画が着実に推進されるよう推進体制の整備に努めます。 取り組み① 推進本部と実行組織を整えます 課題を常に把握するため、会議を定例化し、事案に応じてプロジェクトチームを編成するなど、実行組織が柔軟に対応します。 2 推進管理体制の確立 施策の進行状況を定期的に検証することにより、施策が適宜見直され、効率的かつ確なものとなるよう推進管理体制の確立に努めます。 取り組み① 実行組織がそれぞれで自己検証を行います 施策及び事業の自己評価を行い、次の計画策定に反映させます。 取り組み② 男女共同参画審議会による検証を行います 施策及び事業について審議会でのチェックと再評価を行い、計画を適切に進行管理します。 3 市民との連携と協力 男女共同参画社会の実現は、幅広い市民との協働なくしてはあり得ません。市民との連携と協力を努めます。 取り組み① 市民と行政、市民相互の連携と充実を図ります 男女共同参画社会は、法や制度を整えるだけでなく、一人ひとりの市民が参加してはじめて実現できます。市は、女性団体をはじめとする幅広い市民と連携・協力して、各施策を計画的に進めていきます。 取り組み② 男女共同参画を推進するネットワークを構築します 男女共同参画社会の推進のため、令和元年6月に市民や企業・団体で設立された「恵庭市男女共同参画推進協議会」のネットワークを通して、市内で取組まれている好事例や活動等を情報発信することにより、活力ある地域づくりを進めていきます。

現行 基本計画 <計画書 p.17>

4. 道との連携等

男女共同参画に関する課題等は非常に広範多岐にわたるため、情報の収集や交換を行うなど道との連携に努めます。

- **取り組み① 国や道の取り組みへの連携を推進します。**
- 男女共同参画に関する法律や諸制度など、取り巻く環境は刻々と変化しています。国や道の取り組みを注視しつつ、必要な情報等について積極的に収集が行えるよう連携していきます。
-
-

第3次 基本計画 案 <計画書 p.20>

4 道との連携等

男女共同参画に関する課題等は非常に広範多岐にわたるため、情報の収集や交換を行うなど道との連携に努めます。

取り組み① 国や道の取り組みへの連携を推進します

男女共同参画に関する法律や諸制度など、取り巻く環境は刻々と変化しています。国や道の取り組みを注視しつつ、必要な情報等について積極的に収集が行えるよう連携していきます。